

## 第5回水産分野における優良系統の保護等に関する検討会・議事要旨

日 時：令和5年2月13日（月）10：00～12：00

場 所：水産庁外国人応接室及びオンライン

出席者（敬称略）：

委 員：岡本信明（座長）、伊原友己（座長代理）、内田誠、小野寺純、谷口直樹、  
鶴岡比呂志、西田亮正、深川英穂、正岡哲治、松下外、矢野浩一

オブザーバー：内閣府知的財産戦略推進事務局 金木参事官補佐、石井参事官補佐  
経済産業省経済産業政策局知的財産政策室 望月室長補佐  
農林水産省輸出・国際局知的財産課 岩瀬課長補佐  
一般社団法人全国海水養魚協会 中平専務理事、秋元東京駐在員  
株式会社水土舎 麓代表取締役、川上主任研究員

水産庁：廣野増殖推進部長、櫻井栽培養殖課長、尾崎研究指導課研究管理官、  
中村栽培養殖課補佐、豊嶋同課技官

事務局：株式会社NTTデータ経営研究所 田中シニアマネージャー、  
木村マネージャー、青島シニアコンサルタント

議 題：

- 1 水産分野における優良系統の保護等に関するガイドライン（案）
- 2 養殖業における営業秘密の保護ガイドライン（案）
- 3 その他

概 要：

- ・ 岡本信明委員を座長に議事に入る。

1 水産分野における優良系統の保護等に関するガイドライン（案）

◆水産庁および松下委員から、「資料3 水産分野における優良系統の保護等に関するガイドライン（案）」に基づき説明

【質疑応答】

矢野：優良系統の定義について表現が一部分かりづらかったので、どのような意味か詳しく説明していただきたい。

松下：優良形質はある単独の事業者が何らかのコストを投下して作っているようなものである。それを不正に再現できないようにすることがまさに「優良系統の保護」にあたるのではないかということが、本節の趣旨である。不正の定義については議論の余地を残しているものの、他の事業者がコストをかけて作った優良系統を勝手に再現するということが、今回規制されるべきものであるということを伝えたい。

岡本：その後に記載されている、「そして、優良形質を第三者が不正に再現することを不可

能にしたことをもって優良系統の保護が実現したと評価するものとする」という部分についても説明いただきたい。

松下:少し回りくどい表現になっているのは、直接の保護対象が優良形質であるからである。優良系統とは、あくまで優良形質が事実上続いているという状態を指す概念であるため、優良系統を直接保護するというのは難しい。そのため、優良形質を保護することが主題となって、その評価として優良系統が保護されたというロジックとなっている。

伊原:再現することを不可能にしたということが、物理的に不可能にするような話をしているのか、法律上の規制がかかるからできないようになっているのかが、読み方次第でどちらにも読めてしまう。ここでは物理的な防御手段ではなく法規制の議論をしているという認識で良いか。

松下:あえて両方があてはまるような書き方をしている。一方で、優良系統自体が法律上の概念ではないので、事実上の手段がメインになってくると考えている。不可能というのは若干強い言葉なので緩めた方がいいと考えているが、基本的には物理的な対応が先行すると思っている。その上で、ガイドラインを踏まえて法規制というのも今後視野に入ってくるのではないか。

伊原:表現の意図は理解した。言葉としてはどう書くのが良いか。

松下:物理的なものに限定したいのか、将来に向けた検討が可能な表現にされたいのかという水産庁の意向にもよるのではないか。

水産庁:ガイドラインの後半部分で不妊化等の物理的な話も出てくるので、物理的なものも含める形で書いた方がよいと思うが、法的なものを排除するわけではなく、現時点で法的に何かしようとした際に色々な難しさがあるということなので、どちらかに絞った記載とする必要はないのではないか。「不可能」という言葉が断定しすぎているということであれば、例えば、「困難」などに変更するのはどうか。また、先ほど松下委員が説明された「不正」という表現が分かりづらいということであれば、「意図的」の記載を戻しつつ、本多委員からの修正案が分かりやすいため、表現に問題なければそれを採用してはどうか。

伊原:読み手にとって「不可能」というのがどのような状態なのかが分からないと、ガイドラインの目的も理解されないということになるため目についた。他についてはお任せしたい。

松下:法的な規制も排除しないということであれば、「困難」の表現で良いのではないか。

岡本:それでは、「不可能」を「困難」の表記に修文していきたい。

正岡:「血縁情報」を「血統情報」に直している箇所がいくつかある。畜産分野では血統というのが一般的に使われる用語であるが、養殖業では血統の認定をする機関はなく、普段使う言葉ではない。血縁情報という表現の方がなじみがあるため、元に戻してもよいのではないか。

岡本:ご指摘の通り、血統が良いというような表現は養殖業ではあまり使われないため、血縁情報に戻すという形で進めていきたい。

小野寺:営業秘密のガイドラインではフローチャートやチェックポイントが用意されている

が、優良系統のガイドラインについてもマニュアルや逆字引のようなものをご用意いただければ、従業員ひとりひとりに勉強させながら理解を深めることができるのではないかと考えている。

水産庁：今後の課題として受け止めていきたい。営業秘密については農業側で既に同様のガイドラインを作成していたが、優良系統については、過去には同分野の書きもの自体が作成されてこなかった中で、初めて全体を俯瞰して確認できるようなガイドラインを作りたいということから作成させていただいた状況である。ご指摘を受け止め、将来的に対応していきたい。

## 2 養殖業における営業秘密の保護ガイドライン（案）

◆水産庁および松下委員から、「資料4 養殖業における営業秘密の保護ガイドライン（案）」に基づき説明

### 【質疑応答】

伊原：ガイドラインのタイトルについて、水産分野なのか、養殖分野なのか、どちらを対象としているのか。

水産庁：内容的には漁船漁業でも使える概念ではあるため、「水産分野における営業秘密の保護ガイドライン」でもよいが、今回は養殖に絞って議論させていただいているので、「養殖業における営業秘密の保護ガイドライン（案）」とすることを考えている。

岡本：「ノウハウ」の表記を「情報」とするという説明があったが、そちらについて詳しく説明いただきたい。

松下：ノウハウという言葉は多義的であるにも拘わらず、「ノウハウ」と表記してしまうと、すなわち不競法上の営業秘密であるという文脈で使われる場合もある。今回は、ある情報がどのようにしたら営業秘密に該当して保護できるのかという議論であるため、最初から営業秘密として用いられている概念を使うのは適当ではないと判断した。

伊原：ノウハウという概念は、広い意味で使われる場合もあれば狭い意味で使われる場合もある。例えば、営業秘密として法律上の保護を受けるやり方、というようにすごく狭く理解される場合もある。狭義のノウハウとしてとらえられてしまうとミスリードしてしまうので、誤解を生むような言葉は使わない方がよいのではないかと考えている。

伊原：非公開特許制度が今年の4月から施行される。特許はすなわち公開情報になるというように思われているが、国防関係のような技術は他国に流出してはいけないので公開しない形にすることがあるという重大な修正がなされた。そのようなこともちゃんと理解・検討しているという趣旨を示すため、必ずしも特許はオープンなわけではないということも脚注にでも書いておくのが良いのではないかと。ただし、水産分野の場合はほぼ関係ないため、記載を省いても問題はない。

西田：実践編で留意事項などの現場の方向けの記述をしており、秘密保持契約書面も参考として記載している。その中で、種苗生産マニュアルという言葉を使おうとしている。「種苗」という言葉は、水産分野では稚魚等を想定されているという前提でいるが、

一方で種苗法という言葉もガイドライン中で使っているため、植物と混同して誤解される可能性もあるかもしれないと考えている。使い分けとして、どのような観点に気を付ければいいのかを伺いたい。

伊原：「人工種苗」といった場合には、どのような定義となるか。

水産庁：親を人為的に成熟・交配させて卵を取ってできた種苗が人工種苗である。稚魚を天然からとってくるものは天然種苗となる。大きな意味で、例えばブリ種苗と言えば人工と天然の両方を含む。

伊原：「水産種苗」という表現であれば、水産系の海藻等も含めたイメージになりそうである。ただし、そのような言葉は水産関係者の中で馴染みがないと思われるがどうか。

水産庁：「水産種苗」という言葉はこれまで聞いたことがなく、種苗法とまざれるという議論もこれまでにはなかった。

伊原：水産関係者が「種苗生産」と聞いてすぐに養殖の種苗であるとイメージがつくのであれば、特段「水産種苗」とする必要はないのではないか。

内田：非公開特許についてはほぼ水産分野の技術は対象にならないと考えてよい。本文には入れていないが、脚注で触れることについては検討してもよい。また、種苗の議論については、何の注記もなく使うのは良くないと考えている。法律上の種苗の概念に植物は入るが魚は入らないため、「種苗」と書くとき種苗法で保護されると誤解されかねない。「種苗」という単語を使う場合には、法律上の種苗とは異なるということを明記しておく必要がある。

岡本：その手法であれば、はっきりと違いが分かり良いだろう。

### 3 その他

岡本：両ガイドラインについて、各委員から非常に重要な意見をいただけた。最終化や周知にあたっては、極力養殖関係者にも理解しやすいものにしていただきたい。水産現場の業務や、扱っている魚などに価値があるということに関係者が理解するチャンスになるようなガイドラインとなってほしい。概略版等を作ってもらうほか、現場に掲示できるようなポスターも今後出来るとよい。ガイドラインについては、概略のご理解を頂いたと思うので、頂いた意見の反映や表現の微修正など今後の扱いについては座長一任ということをお願いしたい。

水産庁：今回頂いた意見を踏まえて、座長の指示の下で二つのガイドライン案を最終的に整理していく。今後ガイドラインのとりまとめ完了後、パブリックコメントを2週間程度実施して、水産庁長官通知という形で関係機関へ発出し、周知を図る予定である。

伊原：水産分野における知的財産権の取り扱いというのは初めての取り組みであった。座長からもコメントがあったように、水産関係者が自らの持つ財産に気づききっかけとなるようにガイドラインを使ってほしい。

以上